

陸上における不発弾等の除去及び処理に関する当該自衛隊と県警察との連絡強調の取扱について

昭和33年7月21日
例規(保)第8335号警察本部長

陸上における不発弾等の除去及び処理に関する当該自衛隊と県警察との連絡強調の取扱について

自衛隊法の一部改正に伴い、同法附則第14項の施行により、自衛隊は陸上において発見された不発弾その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）の除去及び処理（以下「処理」という。）を行う権限を有することとなったが、不発弾等の処理の適切を欠くときは、公共の安全に影響するところが極めて大きいので、警察と自衛隊とは、相互に連絡協調してこの事務に当ることになった旨、警察庁保安局長より通達があり、これに基き自衛隊においては、円滑な業務実施を図るため、同隊との間に別添のとおり「陸上における不発弾等の除去及び処理に関する当該自衛隊と県警察との連絡協調について」の取決めをしたので、次の事項了知の上、その取扱について過誤なきを期せられたい。

なお、海上（機雷又は機雷に類するもので陸上に漂着した物を含む。）において不発弾等を発見した場合の処理については、海上自衛隊がこれに当ることとなっており、本県においては、海上自衛隊横須賀地方総監部の連絡の上、処理することになっているので、該当事実を発見したときは、本取扱に準じて本部長に即報し、その指示によられたい。

1 不発弾等発見の場合の措置

関係警察署長（以下「警察署長」という。）は、陸上（機雷又は機雷に類するもので陸上に漂着した物を含む。）において不発弾等を発見し、又は発見の届出を受けたときは、爆発その他の災害事故が発生するおそれがあると認められる区域に縄張等をなし、その中央部又は見易い個所に別表の赤旗標識を立て、一般人に危険が及ばないように立入禁止等必要な警戒措置をなすとともに別記第1号様式の不発弾等の発見報告により、すみやかに本部長に報告すること。

2 不発弾等の処理予定期日等の通報

前項の報告を受けた本部長は、すみやかに自衛隊と協議の上、不発弾等の処理予定期日を警察署長に通報する。処理予定期日に変更した場合もまた同様とする。

3 不発弾等の警戒措置に対し、自衛隊の技術援助を必要と認めた場合の措置

自衛隊が、不発弾等の処理を完了するまでの間、警察が公共の安全を維持するため、必要な警戒措置をとる上において、自衛隊の技術援助を必要と認めたときは、警察署長は、その旨をすみやかに本部長に報告すること。

4 不発弾等の処理に際しての警戒措置

自衛隊より不発弾の処理に際して、危害予防上必要と認め、現場附近住民の退避、交

通の禁止又は制限その他の警戒措置を要請された本部長は、必要と認める区域を指定して警察署長に通報する。ただし、緊急を要すると認め、自衛隊より直接警察署長に対して警戒措置を要請された場合は、必要な措置を講じた上、その結果をすみやかに本部長に即報すること。

5 事故発生時の措置

警察署長は、不発弾等により爆発その他の災害事故が発生し、又は発生した旨の届出を受けたときは、別記第2号様式の不発弾等の事故発生報告により、すみやかに本部長に即報すること。

6 不発弾等の処理時における警察官の配置

自衛隊により不発弾等の処理が行われ、又はこれが完了するまでの間、警察署長は危害防止その他を配慮し、これが処理地点及び周辺に必要と認める警察官を適宜配置し、一般住民の立入禁止等の措置に当ること。

7 不発弾等の処理後の通報

不発弾等の処理結果について自衛隊より通報を受けた本部長は、その旨をすみやかに警察署長に通報する。ただし、自衛隊より直接警察署長に対し処理結果についての通報があったときは、その旨をすみやかに本部長に報告すること。

8 その他

火薬、爆薬等産業火薬類であって、県商工労働部保安課に依頼して廃棄処理できるものを発見し、又は発見の届出を受けたときは、本取扱に準じて本部長に報告し、その指示を受けること。

別表



注 生地は布製とし、赤地に白文字とする。文字は、標識のおおむね中央の見易い個所に記載すること。

以下別記様式省略

